

港区告示第二百二十六号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三百三十四条第一項の規定に基づき、西麻布ハイツマンション敷地売却組合の定款及び資金計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第二百二十条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年七月十日

港 区 長                      清                      家                      愛

記

一      組合の名称

西麻布ハイツマンション等売却組合

二      売却マンションの名称及びその所在地

（一）      名称

西麻布ハイツ

（二）      所在地

東京都港区西麻布二丁目十二番一号

三      事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町一丁目百五番地      神保町三井ビルディング

四      設立認可の年月日

令和八年三月十日

五 組合の名称の変更の内容

(一) 変更前

西麻布ハイツマンション敷地売却組合

(二) 変更後

西麻布ハイツマンション等売却組合

六 定款及び資金計画の変更の認可の年月日

令和八年七月十日